

治療用装具を購入したとき ～療養費～

医師の指示により装具を作るときは、
まずは装具業者に費用を全額（10割）お支払い
ください。
後日、ご加入の健康保険へ申請すると費用の
一部が「療養費」として払い戻されます。

	○対象となる装具	×対象とならない装具
健康保険加入者	コルセット 関節固定器 義手・義足・義眼 弾性着衣 など	補聴器 マウスピース など
小児 （9歳未満 の健康保険 加入者）	眼鏡 コンタクトレンズ （小児弱視等の治療 目的）	

鶉飼さん



ルーシー

医療保険制度の一般的な説明です。
例外的なケースもございますが、
あらかじめご了承ください。

治療用装具を購入したとき

～療養費～

【対象者】

協会けんぽの加入者

【手続き方法】

「療養費支給申請書（治療用装具）」を協会けんぽのWEBサイトからダウンロードし、印刷してください。申請書と必要書類を加入している協会けんぽの支部に郵送します。

【必要書類】

- 装具を購入した際の領収書
- 保険医の証明書等
- 患者の検査結果（小児弱視等の治療目的の場合）
- 装具の現物写真（靴型装具の場合）

※必要書類は原本を添付してください

【振込先】

被保険者名義の口座

【注意事項】

- 支給される金額は年齢により異なります。
- 怪我で装具を購入した場合は、「負傷原因届」も必要です。（業務上・通勤途上の怪我の場合は健康保険は使えません。）

医療保険制度の一般的な説明です。
例外的なケースもございますが、
あらかじめご了承ください。

